

バスエージェンツサービス申込書 (☒ 新規 ・ ☐ 継続)

記入日	会社コード				—	会社コード				—
フリガナ										
雇用先会社名										
法人番号	☒ 法人番号あり 【 】 ☐ 法人番号なし									
本社所在地	〒 -									
	TEL ()		FAX ()							
窓口所在地	☐ 本社所在地と同様 ☐ 本社所在地と異なる 〒 -									
	TEL ()		FAX ()							
フリガナ										
責任者	役職（所属）		氏名							
	E-mail									
担当者	役職（所属）		氏名							
	E-mail									

支払規定	☒ 毎月末締翌月末支払い ☐ その他 （毎月 日締 月 日払）			
代表者	役職	氏名		
資本金	百万円		従業員数	名
業種			決算月	月
URL	1. 応募者を採用し入社に至った場合、対価として人材サービスの料金に消費税を加算した金額を支払い、支払いにかかる費用を負担します。 2. 人材サービスの料金を料率で算出する場合は以下の理論年収に基づいて算出します。ただし、年俸制を採用する場合は年俸額を、1年未満の有期雇用契約の場合は 契約期間を1年とみなして換算した額を、理論年収とします。 理論年収＝月額固定給(円)×12ヶ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数（*月額固定給＝基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当） 通勤交通費、時間外・休日・深夜労働手当等の割増賃金は月額固定給に含まれません。 3. 応募者が入社後、明らかに当該応募者の責（労働契約法第16条および第17条に定める解雇事由が明白に認められる懲戒解雇または、普通解雇（ただし、整理解雇等会社都合の普通解雇は除く）を指します。）により解雇されるに至った場合、または、当該応募者が自己都合（退職勧奨による退職その他雇用保険の失業給付に において特定受給資格者または特定理由離職者の範囲に該当する場合、 また、応募者に対するハラスメント等に起因する退職であると株式会社メディアアイドが合理的理由に基づき判断した場合は含みません）によって退職した場合、支払った料金の内、以下の金額の返還を求めます。なお、破産、会社更生、民事再生またはこれらに類似する手続、経営状態の悪化による人員整理、事務所の閉鎖等の理由、応募者のポジションの廃止、または変更等に起因する退職は「明らかに当該応募者の責による」または「自己都合」のいずれにも該当しないことを確認します。 ただし、料金のうち未受領額がある場合には、以下返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、当該残高を支払います。なお、返還請求は、応募者が退職した日の翌末日日までにを行うものとし、翌々月1日以降は、理由の如何を問わず、料金の返還は一切請求しません。 1ヶ月以内・・・料金の80%			

基本契約	年 月 日 から1年間			
	1年ごとに自動更新を ☒ 行う ☐ 行わない			

窓口新規	備考	事業部名
		担当営業